

新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市の権限強化等を
求める意見書

現在、我が国では新型コロナウイルス感染症が急速に再拡大しており、本年4月23日に東京都、京都府、大阪府、兵庫県、5月7日に愛知県、福岡県、5月14日には北海道、岡山県、広島県を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく「緊急事態宣言」が発出された。緊急事態宣言は都道府県単位で発出されているが、とりわけ指定都市などの大都市部で多くの陽性者が発生し、感染が拡大している状況にある。

本市も、急速な感染拡大により「特定措置区域」に指定されたほか、病床がひっ迫し、医療提供体制が危機的状況となったことから、5月5日に「札幌市医療非常事態宣言」を発出するなど、指定都市の中でも特に深刻な状況にある。

指定都市は、我が国の各圏域における社会経済活動の中心である一方、感染症対応の最前線である保健所や地方衛生研究所を有し、医療機関も集積する地域医療の拠点としての役割も担っていることから、指定都市やその都市圏における感染拡大防止策や経済の活性化が、我が国全体の感染拡大防止と社会経済活動の両立の成否に極めて重要である。

よって、国会及び政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 指定都市などの大都市部から感染が拡大している一方、広大な面積を有する北海道のように地域によって感染状況に大きな隔たりが生じる場合があるため、早急な感染収束に向け、より集中的な対策を行えるよう、指定都市を対象とした緊急事態宣言を発出可能とすること。
- 2 特措法に基づく道府県知事の権限を指定都市の市長に移譲できるようにするなど、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、地域の実情に応じて指定都市を直接交付の対象にするとともに、医療提供体制を確保するためさらなる増額や対象事業の拡充を図ること。
- 4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付を早急に検討するとともに、その算定に当たっては、各都市における財政需要をより反映し、財政力にかかわらず必要な額を措置するなど、算定方法を見直すこと。また、事業者支援分については、指定都市も直接交付の対象に加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年（2021年）5月24日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
厚生労働大臣、経済産業大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、
経済再生担当大臣

（提出者）全議員